

国保だより



国保は助け合いの制度です！

国民健康保険（国保）は、いつ起こるかわからない病気やけがに備えて、加入者のみなさんがお金を出し合い、必要な医療費などにあてる助け合いの制度です。0歳から74歳までの、社会保険などに加入していない自営業者や年金受給者、その家族のかたなどが加入対象です。病院の窓口で健康保険証（マイナ保険証）を提示すれば、かかった医療費の一部を支払うだけで、安心して医療を受けることができます。

現行の健康保険証は令和6年12月に廃止されます

国民健康保険に加入しているかたには、令和6年8月1日からご利用いただく健康保険証を7月下旬に発送します。12月2日以降は現行の健康保険証は発行されなくなりますが、**廃止の時点で発行済みの健康保険証は有効期限が切れるまでは利用できます**。12月2日以降は、マイナ保険証や有効期限が切れていない健康保険証を医療機関等に提示してください。

なお、マイナンバーカードを「持っていないかた」や「健康保険証の利用申し込みをしていないかた」が、12月2日以降に国民健康保険の加入手続きをする場合や健康保険証の有効期限が切れる場合には「資格確認書」を交付します（手続不要）。交付されたかたは、健康保険証に代えて資格確認書を医療機関等に提示してください。

※医療機関の窓口でマイナ保険証を提示すると、高額療養費制度における自己限度額を確認できるため、限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付申請が不要です。また、過去に処方された薬や特定健診の情報を医療機関等が確認できるため、データに基づいた診療や薬の処方が受けられます。

入院時の食事代が令和6年6月1日から変更になります

今般の食材費の高騰等を踏まえ、入院時の食事代（食事療養標準負担額）が次のとおり変更になります。

・1食あたりの食事代（食事療養標準負担額）

区 分			令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から	
住民税課税世帯	■70歳未満の区分「ア」～「エ」のかた		460円	490円	
	■70歳から74歳までの区分「一般」、「現役並みⅠ」～「現役並みⅢ」のかた				
住民税非課税世帯	■70歳未満の区分「オ」のかた	過去12か月の入院日数	90日までの場合	210円	230円
			90日超える場合 ※別途申請必要	160円	180円
	■70歳から74歳までの区分「Ⅰ」のかた		100円	110円	

※療養病床に入院される場合は、生活療養費として別途居住費370円/日がかかり、医療機関又は病状等に応じて食事代等は上記と異なる場合があります。

※小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者のかたは、260円から280円に変更になります。

※区分に関する詳しい内容については、広報ながさき4月号の折り込み「令和6年度国民健康保険特集号」に掲載していますのでご覧ください。

一人に一冊「お薬手帳」

お薬手帳を病院ごとに使い分けているかたはいませんか？ 現在飲んでいるすべての薬を一冊の手帳に記録しておくことが大切です。調剤薬局や医療機関にかかるときは健康保険証、診察券と一緒に「お薬手帳」も必ず持っていきましょう。「お薬手帳」は薬局にご相談ください。

健康保険証の廃止、入院時の食事代についてのお問合せは 国民健康保険課 給付係まで（☎095-829-1136）

令和6年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に発送する予定です。


《令和6年度の国民健康保険税について》

- 令和5年度と税率は変更ありませんが、課税限度額と低所得者に対する軽減判定所得の基準を見直しました。
- ◎課税限度額（最高の税額）を104万円から106万円に引き上げました。
- ◎低所得者に対する軽減判定所得については、「減額制度について」をご参照ください。

令和6年度の国民健康保険税（国保税）の計算方法

年税額	所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額 (課税限度額：65万円)	課税標準額 ×9.3%	1人につき 27,700円	1世帯につき 19,800円
+			
後期高齢者支援金等課税額 (課税限度額：24万円)	課税標準額 ×3.3%	1人につき 9,700円	1世帯につき 6,900円
+			
介護納付金課税額 (課税限度額：17万円)	課税標準額 ×2.7%	1人につき 9,500円	1世帯につき 5,400円

こちらから、令和6年度の国保税額の試算ができます。



※課税標準額…個人ごとに、総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額が国保税の課税標準額です。
 ※令和6年度から後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に変更になりました。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。

減額判定の対象となる所得	軽減率
世帯主の所得	①43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 以下 ⇒ 7割減額 ②43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + 29万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下 ⇒ 5割減額 ③43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + 54万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下 ⇒ 2割減額
+	
被保険者の所得	
+	
国保から後期高齢者医療制度に移行したかたの所得	

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金の収入金額60万円超 [65歳未満] 又は110万円超 [65歳以上]）の人数です。

ア 未就学児に係る均等割額の5割減額について

子育て世帯の経済的負担を軽くするため、未就学児の均等割が5割減額されます。なお、上記減額制度が適用される世帯に属する未就学児の場合は、その減額制度適用後に残った均等割額の5割が減額されます。

イ 産前産後期間の国民健康保険税の軽減について

子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税所得割額及び均等割額が減額されます。

届出が必要になりますので、詳しくは国民健康保険課 賦課係にご相談ください。

ウ 被保険者が後期高齢者医療制度へ移行された場合の減額・減免について

- ①国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことによって、残った国保被保険者が1人となる場合、国保世帯の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が、移行後の5年間は半額に、その後の3年間は4分の3になります。（移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合などは、再判定します。）
- ②社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、その保険の被扶養者だった75歳未満のかたは国保に加入し、新たに保険税を負担するようになります。このうち65歳以上のかた(旧被扶養者)については、所得割額が全額減免されます。また、国保に加入した月以後2年を経過する月までの間は、7割・5割減額に該当する場合を除き、均等割額が半額減免され、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割額も半額減免されます。

※ ア及びウの減額制度等については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。（未申告世帯を除く）

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の課税の特例について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

【対象となるかた】

次の①、②のいずれにも該当するかたが対象です。

- ① ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知により、

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

いずれかの資格を有することを確認できるかた
（離職理由の番号が、11、12、21、22、23、31、
32、33、34に該当するかた）

- ② 離職日時点で65歳未満のかた

【対象となる期間】

- 離職日の翌日が属する月から翌年度末までの国保税を軽減

例) 令和5年3月31日～令和6年3月30日に離職のかた⇒令和5年度・令和6年度の国保税を軽減

例) 令和4年3月31日～令和5年3月30日に離職のかた⇒令和4年度・令和5年度の国保税を軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、**前年の給与所得を30/100**として計算します。

◇軽減を受けるためには、申告が必要です◇

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの
をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税の普通徴収（納付書・口座振替）について

〈納付書〉

- 金融機関やコンビニエンスストア、市役所収納課及び各地域センター等で納付できます。
（納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。）
- スマートフォンを利用した納付（インターネットバンキング・クレジットカード・LINE Pay・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ）もできます。

〈口座振替〉

- 金融機関でのお申込み：通帳・届出印・納税通知書をご持参のうえ、金融機関窓口にて手続きをお願いします。
- 市役所収納課でのお申込み：収納課窓口ではキャッシュカードを使い、より簡単に手続きが可能です（十八親和銀行・ゆうちょ銀行・長崎西彼農協のみ）。健康保険証等本人確認ができるものを併せてご持参ください。
- スマートフォンやパソコンからも口座振替ができます（対象金融機関に限られます）。

長崎市 口座振替 検索

詳しくは、ホームページをご覧ください。か、収納課（☎：095-829-1130）までお問い合わせください。

国保税の特別徴収（年金天引き）について

国保税の特別徴収（年金天引き）は、次の①～③のすべてに該当するかたが対象です。

① 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯

② 世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給している

③ 国保税と介護保険料の合算額が、世帯主の特別徴収対象となる年金受給額の1/2を超えない

※世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合又は擬制世帯（世帯主が国保の被保険者ではないが、その世帯内に被保険者がいる世帯）は、特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替わることがあります。

※対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きさせていただきます。
ただし、4月と6月は、年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

なお、令和6年度に特別徴収の対象となるかたについては、**事前に通知書を送付しています。**

※国保税が特別徴収（年金天引き）となるかたは、申し出により、口座振替に変更できます。

ただし、これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

また、申し出後、口座振替による納付ができないときは、特別徴収（年金天引き）に変更することがあります。

国保税についてのお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係^{ふか}まで（☎095-829-1226）

国民健康保険税（国保税）の納付について

国保税は国保を運営していくにあたって大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

○国保税を滞納すると

納期限を過ぎた税の納付がないと、税金以外に延滞金が発生することがあります。また、**財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。**

健康保険証は、通常よりも有効期限が短くなり、期限が切れる前に納税相談と交付のため、市役所に来庁していただくことになります。

特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、一旦保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となります。

納期限から1年6か月を経過すると、国保の給付が全部又は一部差し止められる場合があります。

○お支払いでお困りのかた

納税相談

納期限までの納付が困難な場合は、お早めに**収納課**までご相談ください。

なお、やむを得ない理由がなく納付いただけない場合は、**預金等の差押えなど滞納処分を受けることがあります。**

減 免

水害や台風などの天災、生活困窮又はその他特別の事情により納付が困難な場合、申請により国保税の一部又は全部が減免される場合があります。詳しくは、**国民健康保険課賦課係**にご相談ください。

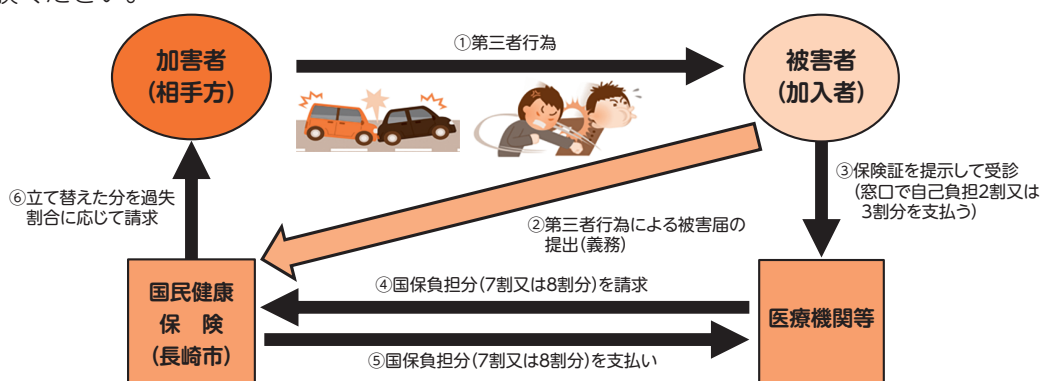
(倒産等で失業されたかたは、国保税の軽減制度があります。詳しくは3ページをご覧ください)

第三者行為による傷病で保険証を使用する場合は届出が必要です

交通事故・自損事故、傷害事件に巻き込まれた、他人の飼い犬に噛まれた など

例えば交通事故のように加害者（＝第三者）の行為によってケガや病気になった場合、その治療費等は加害者が全額負担するのが原則ですが、「**第三者行為による被害届**」を提出した場合は保険証を使うことができます（被害者に不法行為がある場合を除く）。保険証を使うことで、医療機関での窓口負担は2割又は3割になり、残りは国保が一時的に立て替えて、後日、立て替えた分を過失割合に応じて加害者に請求します。

※加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。示談の前に、必ずご相談ください。



国保から支払う医療費は、加入者のみなさんに納めていただいた国保税が財源となっています。この届出がなければ、加害者が支払うべき医療費を国保負担で支払うことになるため、国民健康保険の財政を圧迫することになり、結果として加入者のみなさんの不利益になることも考えられます。また、加害者が不当な利益を得ることに繋がります。

納税相談は 収納課まで (☎095-829-1130)

減免の相談は 国民健康保険課 賦課係まで (☎095-829-1226)

第三者行為の届出等についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係まで (☎095-829-1136)